

## 第2章 前期行動計画の改訂の背景

### 1 第5回高槻市人権意識調査と当事者団体の意見

第5回高槻市人権意識調査の結果からみた人権問題の現状と課題及び前期行動計画の見直しにあたり、『高槻市人権施策基本方針』の策定時にヒアリングを行った人権問題に係る当事者団体に現状等の意見を求め、出された意見の集約は次のとおりです。

#### (1) 関心のある人権問題

##### 【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

関心のある人権問題をたずねたところ、「障害者の人権」が47.9%で最も多く、以下、「高齢者の人権」が46.4%、「女性の人権」が45.2%、「子どもの人権」が43.6%となっています。性別にみると、男性では「障害者の人権」、女性では「女性の人権」がそれぞれ最も多くなっています。

年齢別にみると、10歳代～20歳代では「女性の人権」、30歳代では「子どもの人権」、40歳代～50歳代では「障害者の人権」、60歳以上では「高齢者の人権」がそれぞれ最も多くなっています。「子どもの人権」は20歳代～50歳代で他の年齢層よりも多く、「高齢者の人権」は年齢層が高いほど多くなっているなど、当事者あるいは自身のライフステージにかかわる問題に関心を持つ傾向がうかがえます。

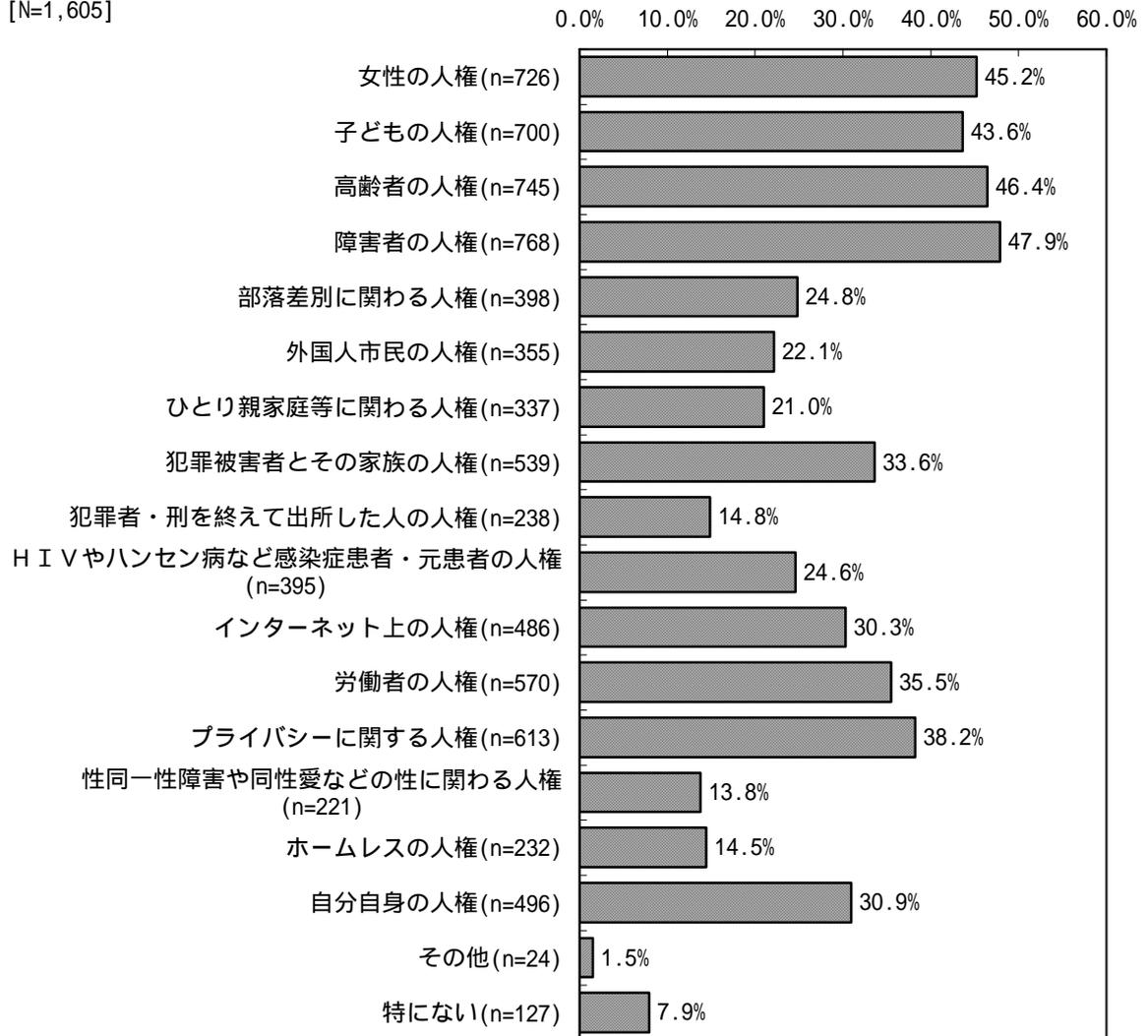
また、「インターネット上の人権」では、10歳代～40歳代に関心が多く、「労働者の人権」では20歳代～50歳代が4割を超えています。

人権問題は年を追うごとに様々な課題が認識され、市民の人権に対する考え方も多様性がみられます。

男性と女性で大きく関心が違うのは「女性の人権」で、男性が35.8%で女性が53.7%となっています。次いで、「部落差別に関わる人権」は男性では30.8%で女性が20.5%と10%以上の差があります。また、「部落差別に関わる人権」は10歳代では18.0%、70歳以上では28.1%と高齢者ほど関心が高くなっていますが、「外国人市民の人権」では、逆に10歳代で28.0%、70歳以上で19.2%となっており、高齢者ほど関心が低い傾向となっています。

## [関心のある人権問題]

[N=1,605]



[性別、年齢別 関心のある人権問題]

単位：％

	性別		年齢別						
	男性	女性	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～
女性の人権	35.8	53.7	48.0	56.7	52.7	49.8	49.2	40.8	32.2
子どもの人権	41.9	46.0	44.0	50.6	55.1	45.4	45.0	39.6	33.6
高齢者の人権	46.5	47.5	20.0	37.8	34.8	42.7	50.4	56.8	56.5
障害者の人権	52.3	45.6	32.0	45.1	42.2	52.0	53.3	52.0	47.9
部落差別にかかわる人権	30.8	20.5	18.0	23.2	26.2	23.3	25.6	24.3	28.1
外国人市民の人権	26.5	19.0	28.0	28.7	20.7	22.9	25.6	19.8	19.2
ひとり親家庭等にかかわる人権	22.4	20.4	12.0	24.4	19.1	21.6	19.8	21.9	22.9
犯罪被害者とその家族の人権	34.7	33.9	20.0	35.4	35.9	42.3	33.5	34.2	28.4
犯罪者・刑を終えて出所した人の人権	16.3	14.3	18.0	17.1	12.9	13.7	14.9	12.9	19.2
H I Vやハンセン病など感染症患者・元患者の人権	25.4	24.8	14.0	26.2	23.4	29.1	27.7	24.0	23.3
インターネット上の人権	28.2	32.5	38.0	41.5	37.5	42.3	30.6	22.5	16.8
労働者の人権	39.0	34.0	26.0	49.4	42.2	40.1	40.1	28.8	26.7
プライバシーに間する人権	38.4	38.9	46.0	39.0	36.3	36.6	42.1	40.2	35.6
性同一性障害や同性愛などの性に関わる人権	10.9	16.4	14.0	23.2	15.6	14.5	16.5	10.5	8.9
ホームレスの人権	16.3	13.5	12.0	15.2	14.1	11.5	13.6	15.9	17.5
自分自身の人権	32.4	30.5	32.0	36.0	30.1	39.6	31.4	25.2	29.8
その他	1.6	1.3	-	1.2	1.2	2.6	2.1	0.6	2.1
特になし	7.1	8.2	10.0	4.9	7.8	5.7	4.1	9.3	11.3

( 2 ) 女性の人権について

【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

女性の人権に関して問題があると思うことをたずねたところ、「同期・同年齢、能力に差がない男女間に、賃金や昇進、仕事内容に差があること」が57.3%で最も多く、以下、「保育所や介護施設などの整備が進まないことで、女性に家事や育児、介護の負担が偏ること」が51.7%、「夫婦間・パートナー間での肉体的・精神的な暴力」が48.0%となっています。

この中で、「夫婦間・パートナー間での肉体的・精神的な暴力」などの「DV」（用語解説4）に関しては、前回では女性の関心度が22.8%、男性の関心度が16.5%であり、男性の関心がそれほど高くないことが課題となっていました。

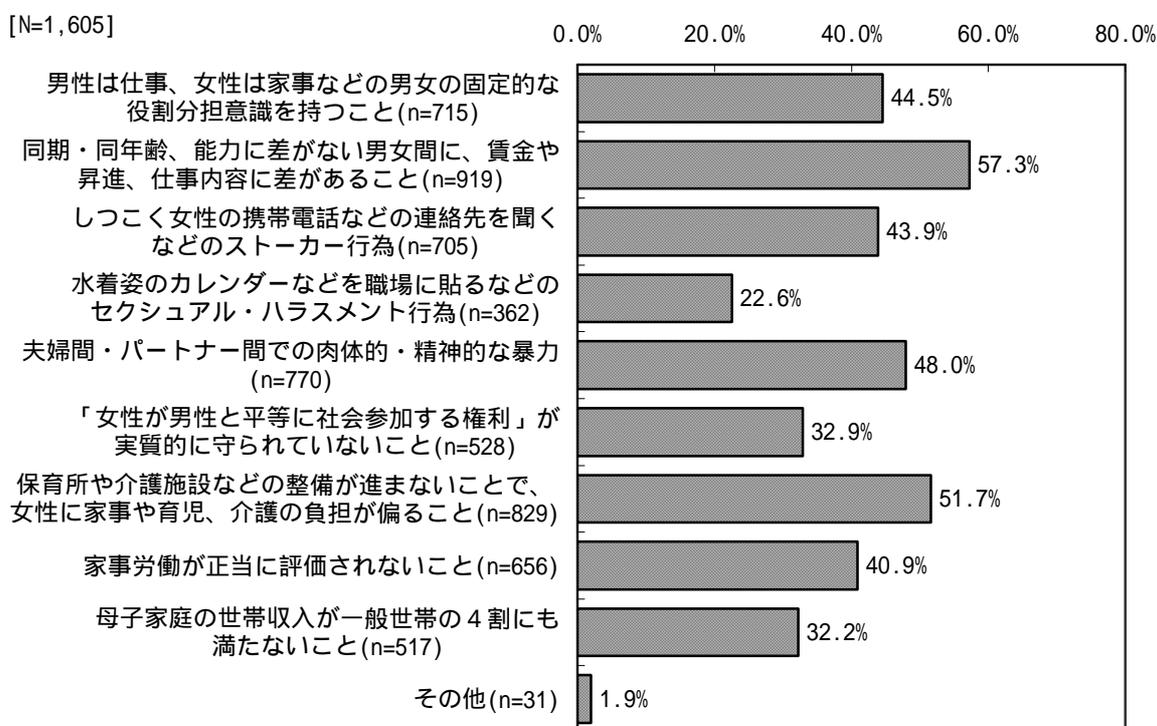
しかし、今回の調査では、女性の関心度が49.1%、男性の関心度が48.7%と女

性と男性との認識の差が無くなり、いずれも関心が高くなっています。「DV」に関する啓発などにより、「DV」が人権侵害とする認識が深まったのではないかと考えられます。

ここ数年間で「DV相談」の件数も増加傾向にあり、今後も「DV」に対する啓発の展開とともに、被害者の子どもへの対応も含めた、迅速な支援などが求められています。

また、「同期・同年齢、能力に差がない男女間に、賃金や昇進、仕事内容に差があること」や「保育所や介護施設などの整備が進まないことで、女性に家事や育児、介護の負担が偏ること」の関心が高い数値を示しており、今後も男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進とともに、安心して子育てや介護ができる環境の整備が課題となっています。

### [ 女性の人権に関して問題があると思うこと ]



### 【当事者団体の意見から】

- 現状...女性の人権に関する現状については、雇用問題として、非正規雇用に女性が多く、賃金格差が大きくなっているとともに、管理職・議員・審議会などの意思決定の場への女性の参画率が低くなっています。また、DV・セクハラ・パワハラなど女性に対する暴力が後を絶たない状況となっています。
- 課題...女性の人権に対する啓発として、情報の収集と交流、男女共同参画センターの企画運営委員会の設立、広報の充実を図るとともに、具体的な施策の推進と、その予算化が必要となっています。また、男女が共に仕事と家庭を両立できる条件整備や、高齢者、ひとり親などに対する社会保障の充実なども

求められています。

- 方策...女性の人権に対する課題を解消するための方策としては、「女子差別撤廃条約」の日本での実施状況に対して、多くの項目において厳しい懸念と勧告が出されており、男女平等に向けた暫定特別措置が必要となっており、例えば、審議会等や管理職に女性の登用を積極的に促進するとともに、自治体のみでの努力ではなく、府や国に対しての要望等も求められています。

### (3) 子どもの人権について

#### 【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

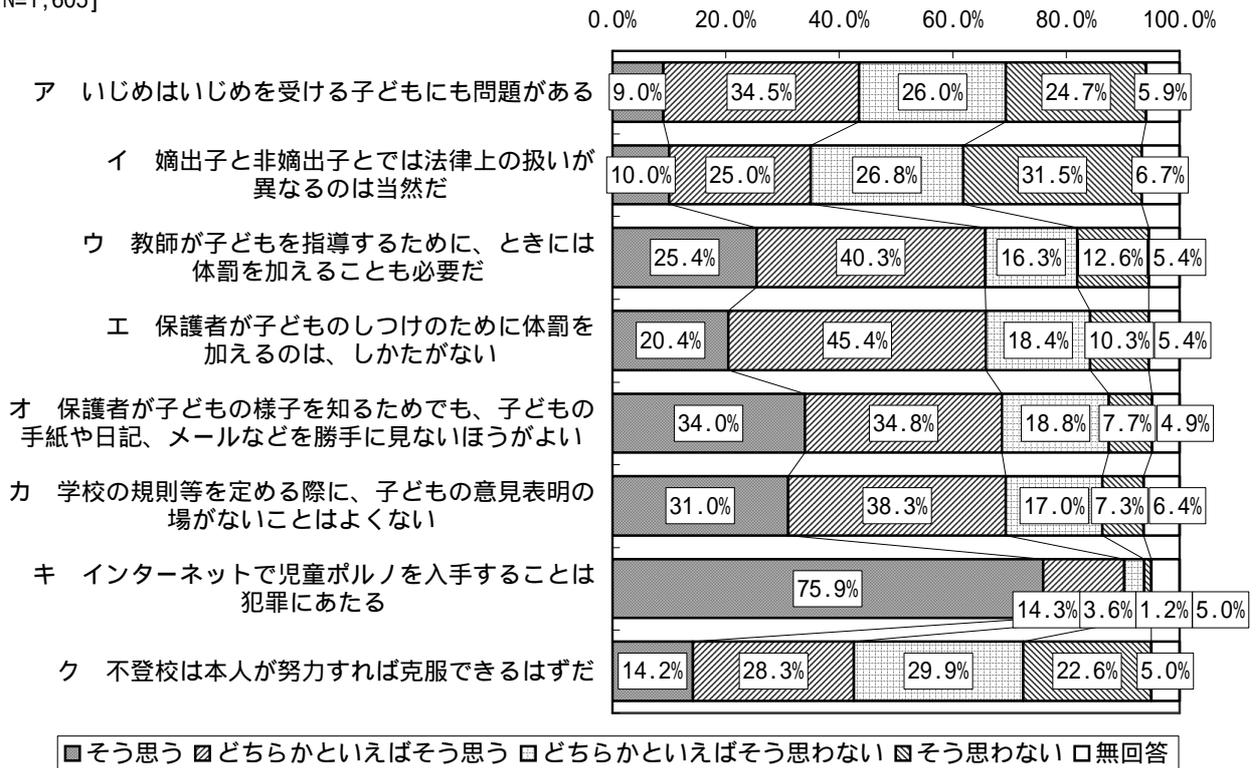
子どもの人権に関する考え方をたずねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が最も多いのは、「インターネットで児童ポルノを入手することは犯罪にあたる」が90.2%で、以下、「学校の規則等を定める際に、子どもの意見表明の場がないことはよくない」が69.3%、「保護者が子どもの様子を知るためでも、子どもの手紙や日記、メールなどを勝手に見ないほうがよい」が68.8%となっています。

このように、市民の高い関心を集める項目が存在する一方で、子どもの人権の保障と深くかかわる課題であるにもかかわらず、市民の理解が決して十分であるとはいえない状況がみられます。たとえば、「教師が子どもを指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ」が65.7%、「いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある」が43.5%、「不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ」が42.5%となっています。

学校や地域社会における子どもを取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、学校教育の取組みのみならず、地域全体で子どもの人権を理解し、それを尊重しながら、子どもにとって最も良いことは何かを常に考え行動していくことが求められています。

## [ 子どもの人権に関する考え ]

[N=1,605]



### 【当事者団体の意見から】

○現状...全国的にいじめ・不登校、体罰などの子どもの人権問題が社会問題となっている中、いじめについては、子どもが考えたとは思えないほど巧妙で、エスカレートしている状況にあります。また、体罰は、子どもたちの人権を侵害するだけでなく、心に深い傷を残し、児童生徒や保護者のみならず、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものです。同時に、子どもたちを萎縮させ、自立を阻害し、不登校の原因となります。また、暴力容認の態度を生み出し、いじめにつながる場合もあります。

一方、児童虐待相談及び相談対応件数は、年々増加している中で、暴力の被害を受けている子どもや、虐待をしてしまっている大人、また、虐待を止めたいと苦しんでいる大人が多数存在しています。

○課題...家庭・学校・地域において、子どもを一人の人間として人格を認め、誤りがあれば明確に伝え、果たすべき義務や責任についてわかりやすく説明することが求められています。

一方、「暴力を受けているがそのことを誰にも言えない子どもが居る」、「子どもはサインを出しているが、そのことに大人が気付いていない」など、子どもの権利について正しい知識の啓発が不足しているとともに、子ども自身が「子どもの権利条約」や「人権教育」を学ぶ機会が不十分となっています。また、暴力容認などの意識を子どもの人権を尊重する考え方に変えていくことも重要な課題となっています。

○方策...子どもたちが地域において自然体験や生活体験、さらには異年齢集団による活動やボランティア活動など、様々な体験ができる場や機会の充実が必要となっています。また、障害の有無にかかわらずすべての子が等しく、共に参加できる場が必要であり、地域で活動する指導者などの養成が求められています。

一方、暴力の被害による心の傷を回復するには、多大な時間や労力が必要とされる中、子どもたちが暴力に遭わないように早い時期から保育所や幼稚園、小・中学校において人権意識を高め自分自身を大切にする暴力防止のプログラムを提供することが重要となっています。また、保護者や教職員、地域を対象とした子どもの人権に関する研修や講座の実施が必要となっています。

#### (4) 高齢者の人権について

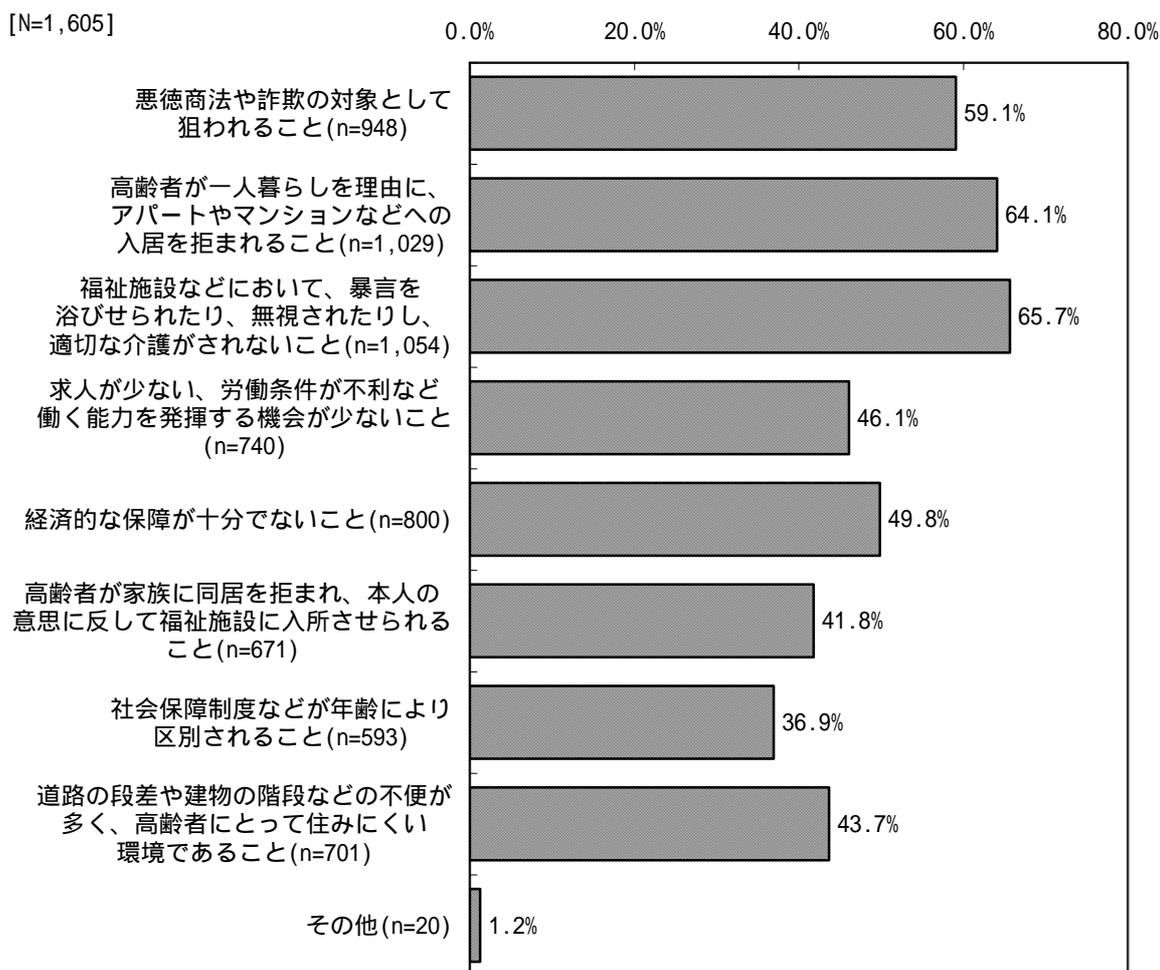
##### 【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

高齢者の人権に関して問題があると思うことをたずねたところ、「福祉施設などにおいて、暴言を浴びせられたり、無視されたりし、適切な介護がされないこと」が65.7%で最も多く、以下、「高齢者が一人暮らしを理由に、アパートやマンションなどへの入居を拒まれること」が64.1%、「悪徳商法や詐欺の対象として狙われること」が59.1%となっており、男女別をみてもさほど大きな差は認められず高い数値を示しています。

前回の調査では、「就職が困難であったり、賃金などの労働条件で不利に扱われる」が45.9%、次いで「高齢者にとって暮らしやすい生活環境となっていない」が45.0%、「経済的な保障が不十分である」が35.9%となっています。今回の調査においては、現在の社会状況等を反映した新たな高齢者の人権課題として、養介護施設などにおける虐待などが浮かびあがっています。高齢者の尊厳を守り、高齢者とその家族が安心して生活できるよう、その課題解消に向けた対応が求められています。

また、健康な高齢者もいれば、介護が必要な高齢者もいるといったように、その実態は多様であり、こうしたことを十分に踏まえながら、高齢社会を豊かに活力あるものとしていくため、高齢者が生きがいを持って暮らし、それぞれの豊かな人生経験を生かして参加できる地域社会の実現が課題となっています。

### [高齢者の人権に関して問題があること]



### 【当事者団体の意見から】

- 現状...高齢者の人権に関する現状については、介護保険制度に関して、本来は利用者や介護者がその人らしく生きるために、また、負担の軽減などを目的としていましたが、制度があるがゆえに生活面・経済面での負担が大きくなったり、近隣との関係、利用者と介護者の関係が悪化するケースがみられます。また、過度の介護負担、老老介護、認認介護などの生活課題を抱えた家庭などにおいて、介護を必要とする高齢者と介護者、双方の人権が阻害される状況も見受けられます。
- 課題...高齢者施設の入所において、男性の受入れ枠が少なかったり、断られるケースがあるとともに、年金の受給額の男女差、生活保護受給者が国民年金受給者より収入が多くなるなど、経済面でのひずみが出ています。また、認知症や精神疾患に対する理解が不十分となっています。
- 方策...認知症や精神疾患への理解を深める取組みや、介護保険制度の柔軟な運用、また、介護保険利用者だけでなく、介護をする人を支援する制度・政策が求められています。

## ( 5 ) 障害者の人権について

### 【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

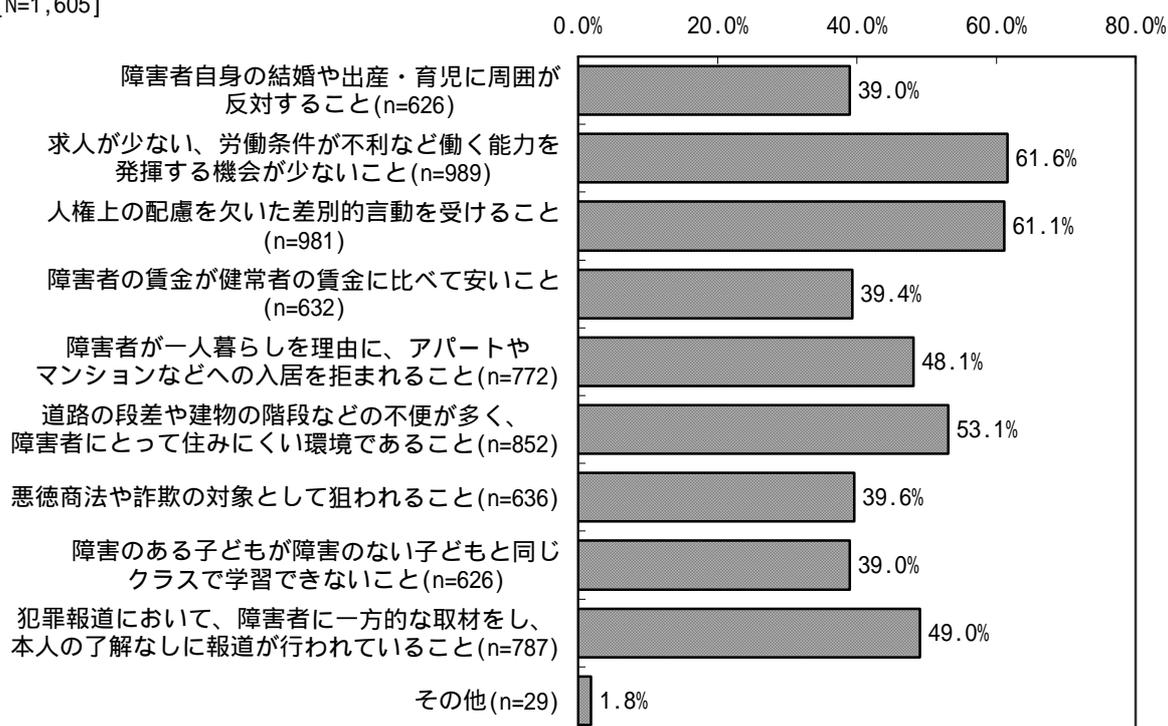
障害者の人権に関して問題があると思うことをたずねたところ、「求人が少ない、労働条件が不利など働く能力を発揮する機会が少ないこと」が61.6%で最も多く、以下、「人権上の配慮を欠いた差別的言動を受けること」が61.1%、「道路の段差や建物の階段などの不便が多く、障害者にとって住みにくい環境であること」が53.1%となっています。前回では、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」が55.5%、「就職や職場で不利な扱いをすること」、「人権上の配慮を欠いた差別的な言動をすること」が高い数値となっており、質問内容が多少異なりますが、同じような結果となっています。

その中で、「人権上の配慮を欠いた差別的言動を受けること」が前回より1.7倍増加しています。また、今回新たな質問項目である「道路の段差や建物の階段などの不便が多く、障害者にとって住みにくい環境であること」が53.1%と高い数値を示しています。

最近では、駅でのエレベータの設置など、「物理的なバリア」が徐々にではありますが解消されつつありますが、歩道などに自転車等を放置し、車椅子などを利用している人の進行を妨げていることも見受けられます。ノーマライゼーション(用語解説5)の考え方を浸透させるためにも、障害者に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動をさらに充実・強化し、一人ひとりが、それぞれの「こころのバリア」を無くしていくことが求められています。

### [障害者の人権に関して問題があると思うこと]

[N=1,605]



## 【当事者団体の意見から】

○現状...まちの中で違法駐車・違法駐輪・看板等の道路へのはみ出しなどが、車椅子を使用している障害者や視覚障害者の交通を阻害し、安全を損なっている事象や、学校現場において障害児に対する差別事象やいじめ事件も減少しているとは言えない状況となっています。また、障害者雇用の側面でも法定の障害者の雇用率が定められているにもかかわらず、依然として雇用率は低水準で推移しています。

一方、精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針として、「こころのバリアフリー宣言」が策定されましたが、この指針に基づく施策や、学校教育の中での精神疾患の内容に対する教育が不十分な状況となっています。さらに、以前は障害者の介助は、「家族」、「親」の責任と認識され、家族にとって大きな負担となっていました。その対策として「収容施設」が救いの「手」とされてきましたが、今は「収容施設」から出て地域で暮らしていくことが進められています。しかし、「受け皿」といわれる地域の社会資源の不足から入所生活を強いられている方が多い状況となっています。

○課題...批准を目指している「国連障害者権利条約」において、「合理的配慮を行わないこと」は差別とされています。この「合理的配慮」とは、政府や会社、周りの人が障害者一人ひとりの必要性を考えて、その状況に応じた変更や調整を負担がかかり過ぎない範囲で行うことであり、障害者の人権問題を考える上で「合理的配慮」を検討することが重要な課題となっています。

○方策...「国連障害者権利条約」の早期批准、それに伴う国内法の整備と併せて、同条約の基本理念である「障害者が社会の一員として誇りを持って生活すること」は「障害者の権利」であるという意識を市民一人ひとりが認識することが求められています。

また、人権施策などの進捗状況を点検・評価するための機関を行政から独立して設置することや、障害者基本法の見直し、差別禁止法の推進、バリアフリー基本構想の推進が必要となっており、これらを実現するため、地域において障害者に対する理解を深める啓発・研修活動の展開、行政職員の意識改革を目指した研修体制の整備が望まれています。

## ( 6 ) 性差別に関する考えについて

### 【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

性差別に関する考えをたずねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が最も多いのは、「もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる」が 68.1%で、以下、「結婚退職、出産退職の

慣行があることは、問題である」が 67.7%、「『男らしさ・女らしさ』の押しつけは、女性だけでなく男性も傷ついている」が 67.5%となっています。

また、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計が最も多いのは、「同僚に同性愛者や性同一性障害のある人がいる職場では働きたくない」で 73.8%となっています。

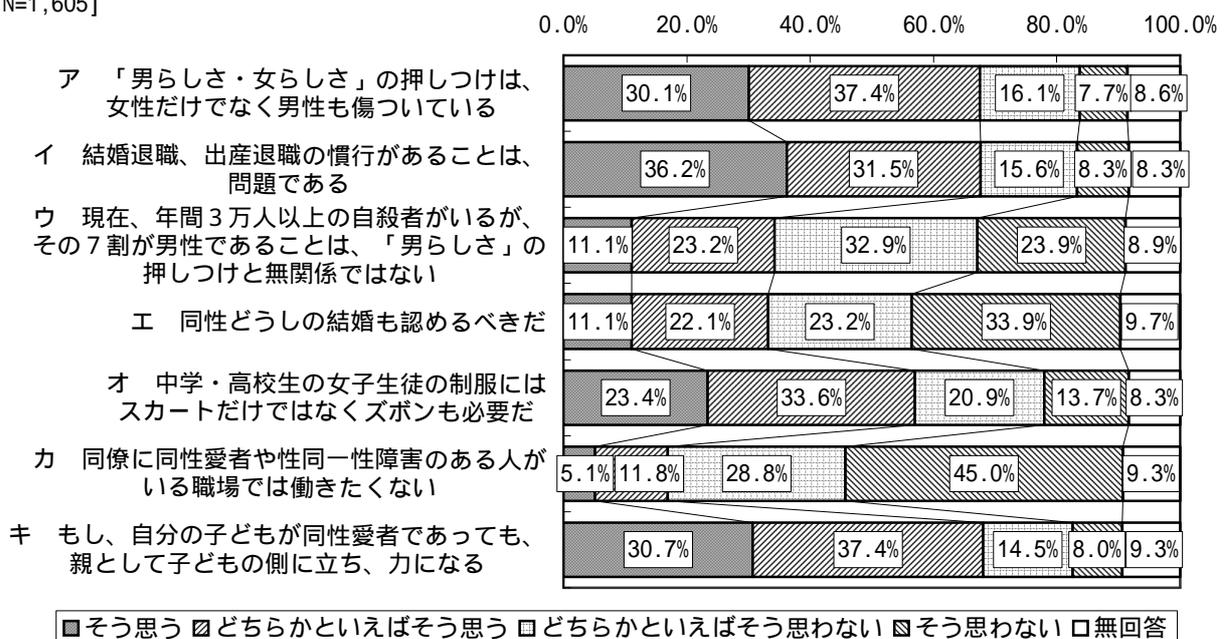
前回の調査では、年齢別での差異で、性的マイノリティの方に対する人権上の問題について「わからない」とするのが 10 歳代から 30 歳代では 10%前後にとどまるのに対して、50 歳代では 19.2%に増加し、70 歳以上は 37.3%となっており、年齢層が上がるに従って性的マイノリティの方が置かれている状況への認識が乏しくなっていました。また、「興味本位で見られ私生活上の平穏が保てなくなることをあげているのが年齢層によって大きな差異がないのに対して、「性的マイノリティへの正しい理解が得られていない」、「人格を否定されること」などは年齢層が上がるに従って減少しており、中高年層は性的マイノリティが興味本位で捉えられている現状は認識しているが、人格的、差別的側面への問題意識は若年層と比較して乏しい結果となっていました。

今回の調査においても年齢別に見ると、「同性どうしの結婚も認めるべきだ」や「もし、自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる」は、年齢層が高いほど「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が少なくなる傾向となっています。

前回と今回の質問内容が違っており、単純には比較はできませんが、今後も性のあり方が社会的にマイノリティであることにより、様々な不利益を被っている人々に対する理解を深める人権教育・人権啓発の推進が求められています。

### [性差別に関する考え]

[N=1,605]



## (7) 同和問題について

### 【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

同和問題を知ったきっかけをたずねたところ、「学校の授業で教わった」が38.8%で最も多く、次に「家族や親戚から聞いた」が17.7%となっています。前回調査と比較すると、「学校の授業で教わった」が5.5ポイント増加している一方で、「家族や親戚から聞いた」が8.5ポイント減少しています。年齢別にみると、10歳代～40歳代では、「学校の授業で教わった」が約7割を占め、50歳代においても35.1%（前回調査時12.6%）と増加しています。

また、「同和問題に関する話・説明を聞いたときの感想」をたずねたところ、「『部落差別』という問題があり、このような差別はいけないことだ」、「学校や近所で遊ぶ際、『被差別部落出身者』だからといって仲間はずれにしてはいけない」の2項目について、「そのとおりだと思った」と肯定的な回答が最も多く、それぞれ65.2%、80.4%となっています。

この設問は直接、「学校の授業で教わった」感想をたずねたものではありませんが、学校での同和問題との出会いが多く世代において、多数を占めるようになったことを考えると、学校における同和教育・人権教育の成果を反映したものと考えることができます。

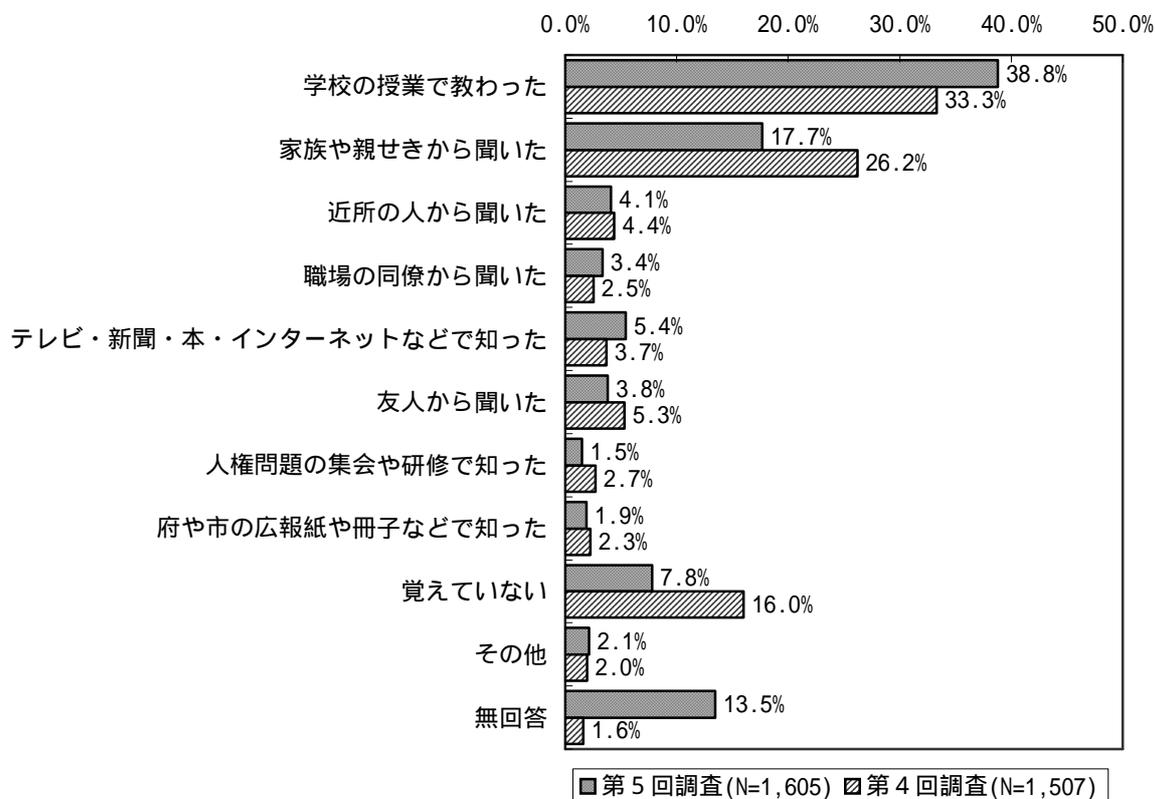
このように今日、同和問題を認識した経路と時期について、「学校の授業」が多く世代において多数を占めるようになり、同和問題との「豊かな出会い」の創造に向けて、同和教育・人権教育はその重要性をより一層高めているといえます。

これまでの同和教育・人権教育の効果に対する疑問も一定、存在することを考慮に入れつつ、さらに充実した取組みが求められています。

次に、部落差別にかかわる人権について問題があると思うことをたずねたところ、前回と質問内容が違っており、単純には比較はできませんが、上位3項目に変化はなく、「結婚問題で周囲が反対すること」が前回の50.1%から52.6%に、「就職や職場で不利な扱いを受けること」が35.0%から52.3%に、「人権上の配慮を欠いた差別的言動を受けること」が25.0%から44.5%になっており、いずれの項目も増加しています。また、「インターネット上の差別的な書き込みが多くあること」についても8.0%から27.6%に大きく増加しているとともに、新たな質問項目である、「不動産の購入や住宅探しの際、同和地区を避ける行為が横行していること」が22.6%となっています。

このように、部落差別にかかわる人権について、問題意識を持つ人が増加しており、人権啓発等の効果が認められますが、引き続き同和問題を正しく理解し、差別を許さないという自分自身の考え、あるいは問題として、自らの行動に結び付けていくことが必要です。

### [同和問題を知ったきっかけ]

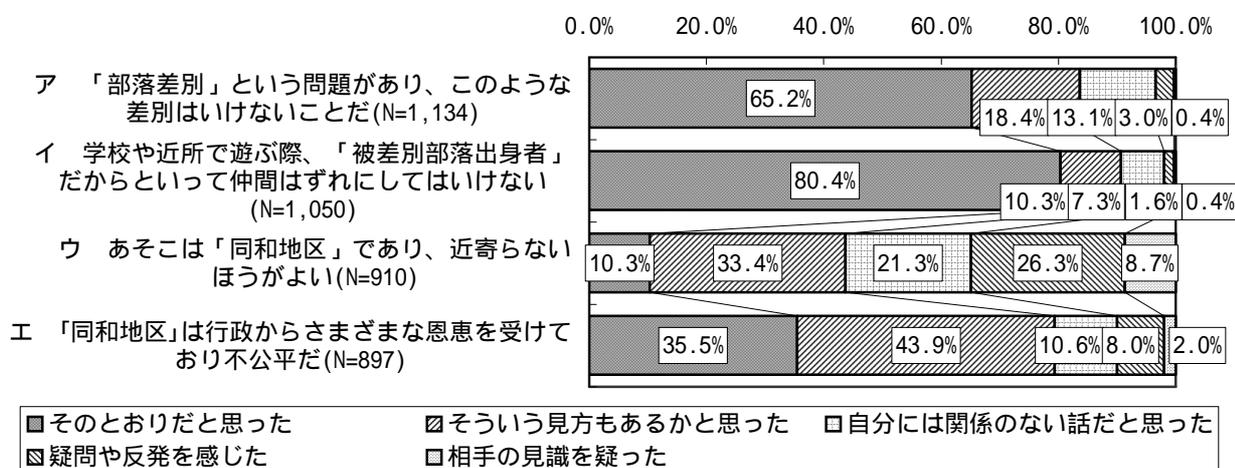


### [性別、年齢別 同和問題を知ったきっかけ]

単位：%

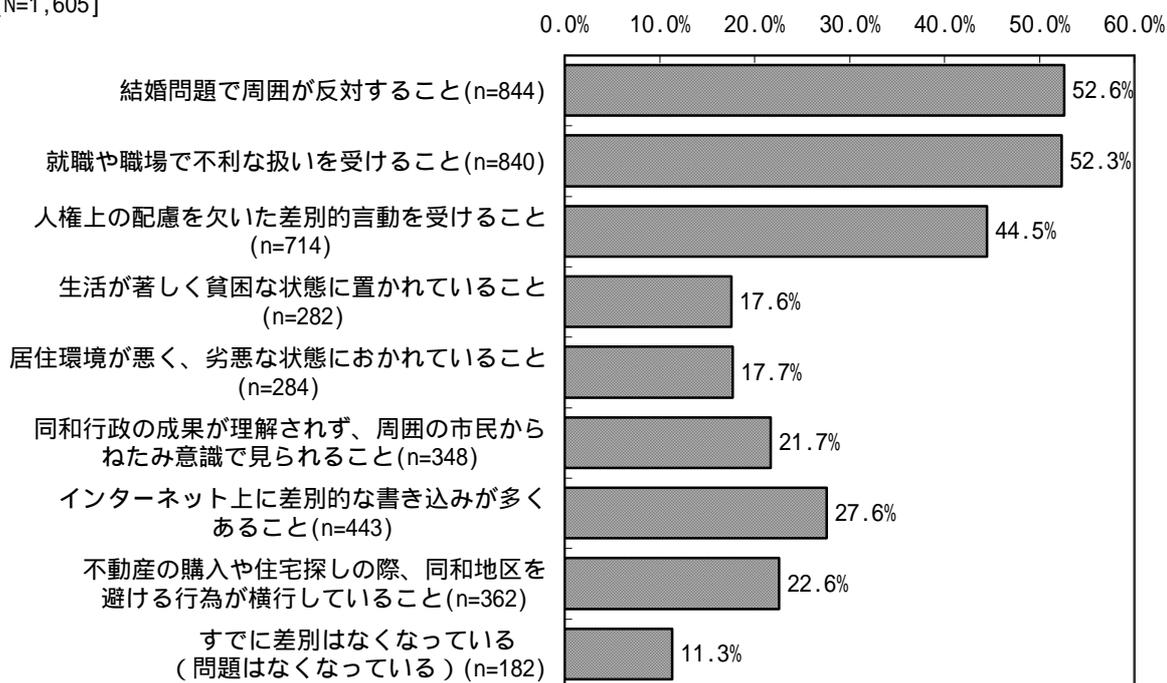
	性別		年齢別						
	男性	女性	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳~
学校の授業で教わった	34.6	43.4	68.0	67.1	73.0	70.0	35.1	8.7	4.5
家族や親せきから聞いた	17.6	18.1	8.0	13.4	9.4	10.1	20.7	27.3	21.9
近所の人から聞いた	3.1	4.6	-	-	-	1.8	2.5	7.2	9.2
職場の同僚から聞いた	5.7	1.6	-	0.6	1.6	1.3	3.7	7.2	4.1
テレビ・新聞・本・インターネットなどで知った	6.5	4.4	-	3.7	1.6	2.6	7.4	6.6	9.2
友人から聞いた	4.7	3.0	2.0	1.2	3.5	1.8	2.5	5.4	6.5
人権問題の集会や研修で知った	2.8	0.6	-	-	-	1.8	1.7	3.6	1.4
府や市の広報紙や冊子などで知った	2.5	1.4	-	-	0.4	0.4	2.5	3.0	3.8
覚えていない	8.4	7.1	8.0	6.7	3.9	3.5	10.3	9.3	11.3
その他	1.9	2.3	6.0	1.2	-	0.4	1.7	2.7	4.8
無回答	12.4	13.5	8.0	6.1	6.6	6.2	12.0	18.9	23.3

[同和問題に関する話・説明を聞いたときの感想]  
 (話・説明を聞いたことがある人のみを集計母数)



[部落差別にかかわる人権について問題があると思うこと]

[N=1,605]



【当事者団体の意見から】

○現状...同和問題に関する生活面における現状については、同和地区は、景気の低迷・長引く不況の中で、歴史性・社会性から多くの社会的弱者を抱えており、非常に厳しい実態となっています。また、大学の進学率の低さにみられるように、低学力からの実態から抜け出せておらず、若年層の不安定就

労とつながり、負の連鎖が続く状態となっています。

一方、人権面における現状については、市民意識調査からも明らかなどおり、忌避意識が依然として高い状況にあります。また、土地差別調査事件やインターネットでの差別書き込み、戸籍や住民票などの不正取得による差別身元調査をはじめ、部落差別はもとより、様々な差別事件、人権侵害が起こっています。

○課題... 同和問題に対する生活面における課題については、高齢化問題・生活保護率の高さ・無年金者問題・低学歴及び低学力・不安定就労等の行政課題が集中しています。

一方、人権面における課題については、忌避意識の解消、差別事象に対する法規制(土地差別調査事件・インターネットでの差別書き込み・戸籍や住民票などの不正取得)、人権侵害に対する集約システムと基準の明確化などとなっています。

○方策... 同和問題に対する生活面における課題解消に向けた方策としては、行政課題が集中している地域であるため、市行政のモデルとして位置付ける中で、「きめ細やかな行政サービス」、「地域住民参加によるまちづくり」が必要であり、市と市民による協働が求められています。

一方、人権面における課題解消に向けた方策としては、市民意識向上のため、市民自らが考えられる創意工夫(参加型等)のある人権啓発事業の見直しが必要となっています。

また、差別事象に対する法規制の制定のため、市として国への働きかけ、さらに、人権相談員の育成と能力アップ、相談にいたるまでのシステム構築と関係職員の意識向上をもって、人権侵犯に関しての基準の明確化と集約システムを再構築することが望まれています。

そして、貧困と差別の再生産にならないまちづくり、子育て世帯から高齢者世帯まで幅広い世帯が生活するまちづくり、住民自治が息づく福祉のまちづくりが重要であり、これらのまちづくりのための知恵と力を注ぐことが求められています。

## ( 8 ) 在日外国人の人権について

### 【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

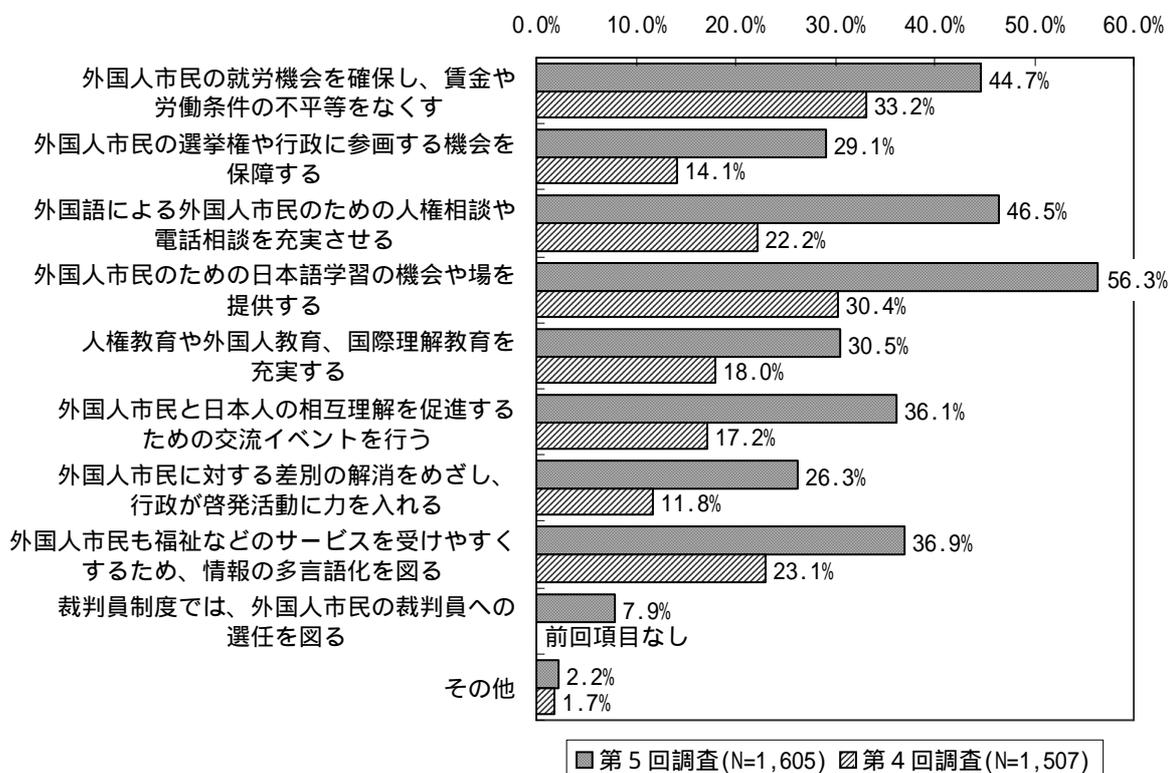
外国人市民の人権を守るために必要な取組みをたずねたところ、「外国人市民のための日本語学習の機会や場を提供する」が56.3%で最も多く、以下、「外国語による外国人市民のための人権相談や電話相談を充実させる」が46.5%、「外国人市民の就労機会を確保し、賃金や労働条件の不平等をなくす」が44.7%となっています。前回と比較して各項目は増加しており、平成21年(2009年)3月に策定された『高槻市多文化共生施策推進基本指針』にも謳われているとおり、外国人市民に対するコミュニケーション支援や生活等の支援、あるいは地域コミュニティの一員と

して受け入れていく具体的な体制づくりが求められています。

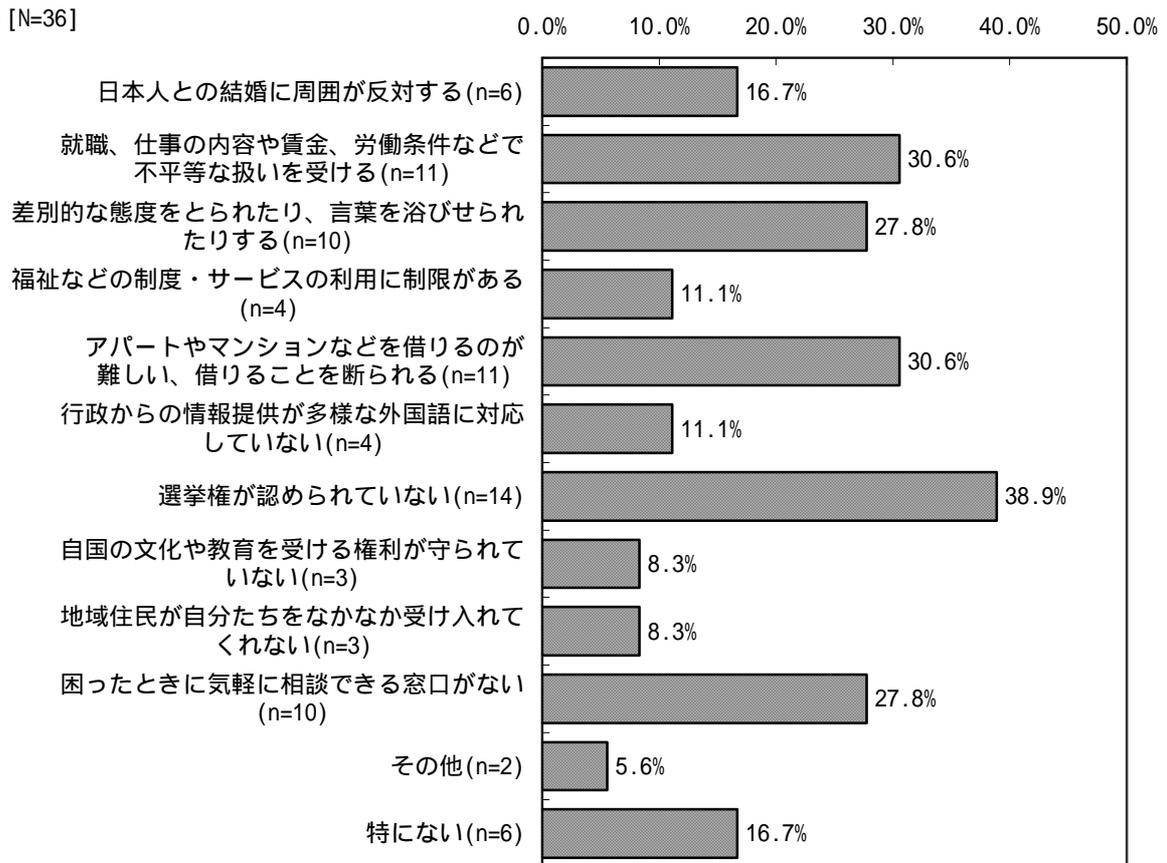
また、外国人市民が日本で生活をしている中で経験したり、感じたりしていることをたずねたところ、「選挙権が認められていない」が38.9%で最も多く、次いで、「就職、仕事の内容や賃金、労働条件などで不平等な扱いを受ける」と「アパートやマンションなどを借りるのが難しい、借りることを断られる」がともに30.6%となっています。

一方、平成20年度（2008年度）に実施した外国人市民に対するアンケート調査においても日本人に理解してほしいことで、「外国人に対する差別があること」<sup>1</sup>、「外国人が日本で生活することの困難さ」<sup>2</sup>、「国によって風俗や習慣が違うこと」が上位を占めていることから、外国の文化、習慣、歴史的経緯などに対する理解が重要であり、外国人にとっても快適で暮らしやすい「多文化共生社会」の実現が課題となっています。

### [外国人市民の人権を守るために必要な取組み]



【外国人市民が日本で生活をしている中で経験したり、感じたりしていること】



【当事者団体の意見から】

- 現状...昔に比べ各方面の努力により、いろいろな規制が撤廃され、かなり差別的要素が減り、就職機会の増加などがみられます。しかし、民主主義の基本的な権利である在日外国人の地方参政権がいまだに実現できておらず、住民として平等な扱いを受けていない現状となっています。また、在日外国人に対する人権侵害は、入居差別・就職差別、それに伴う低所得、教育権の侵害、文化の軽視など、日本社会のあらゆる分野において構造的に存在し、外国人市民は地域社会を形成するシステムから排除された形となっています。
- 課題...外国人市民を地域社会の構成員であると明確に位置づけ、あらゆる分野において行政が率先垂範し、外国人市民の社会参加を積極的に保障することが喫緊の課題となっています。
- 方策...在日外国人の地方参政権の法制化が望まれるとともに、外国人市民の実態を把握するための調査を行い、外国人差別の解消に向けた取組みを行うという共通認識を深めることが重要となっています。  
また、外国人市民の要望を行政施策に反映させるため、外国人市民で構成される仮称「外国籍住民代表者会議」などを設置するとともに、形式的な代表者会議にならないよう、施策の実効性が担保できるような機能と権限を与えることが必要となっています。

## ( 9 ) 人権問題について

### 【第5回高槻市人権意識調査の結果から】

人権についての意識や考え方の中で、各種の人権問題に関する問題意識の質問では、「問題あり」と「どちらかといえば問題あり」を合計した「問題がある」が最も多いのは、「犯罪被害者やその家族の氏名や住所が、本人の了解なしに報道されること」が91.1%、以下、「職場で支持政党を根拠に昇進・昇給をさせないこと」が89.9%、「HIV感染を理由に、職場を解雇されること」が89.2%となっています。また、「問題なし」と「どちらかといえば問題なし」を合計した「問題がない」が最も多いのは、「結婚する際に、相手の身元調査を行うこと」が45.3%、次いで、「ホームレスになるのは本人の責任が大きいとすること」が42.7%、「住宅を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、同和地区を避けること」が40.7%となっています。質問項目により、高い人権意識がうかがえるものもありますが、そうではないものもあり、現況を把握する中で、その人権課題の解消に向けた効果的・効率的な人権教育・人権啓発の推進が求められています。

また、「インターネット上の人権」では、10歳代～40歳代に関心が高くなっています。インターネットは、手軽に利用できるメディアではありますが、発信した情報は急速にあらゆるところに流布してしまう危険性があり、利用者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、発信に対する自己責任を持つことが求められています。

一方、メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアに流れる情報を取捨選択して活用する能力を身に付けていくことも重要となっています。

次に、市民の人権意識を高めるために実施している講演などの参加状況をたずねたところ、「参加したことがある」が最も多いのは「平和展」で6.2%、次いで「市民ふれあい運動会」で5.8%となっていますが、いずれの項目も、「参加したことがある」は10%に満たない数値となっています。このイベントなどへの参加状況を性別にみると、いずれも「参加したことがある」は女性が男性に比べて多くなっています。また、年齢別にみると、「平和展」、「人権を考える市民のつどい」などは60歳以上で、「参加したことがある」が比較的多くなっています。

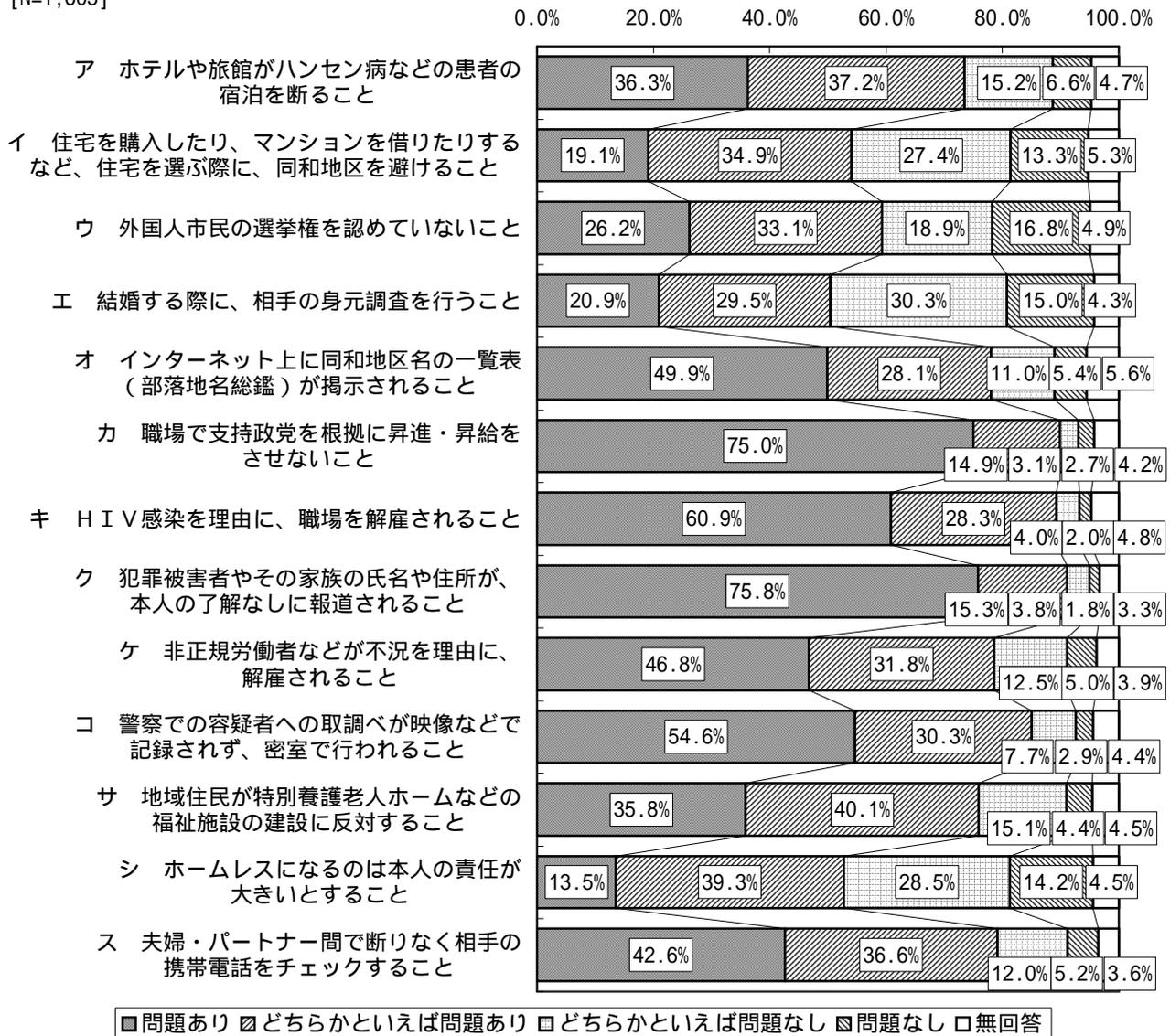
一方、イベントなどへの参加者に対して感想をたずねたところ、いずれも、「よかった」が最も多くなっています。このように、イベントなどへ参加すれば、高い満足度が得られることから、いかにより多くの方に参加いただけるか、その広報等の手法や、次世代を集客できる取り組みの企画など、人権啓発のあり方が課題となっています。

最後に、過去5年間に人権侵害を受けた経験のある方に対して、人権侵害を受けた際の対応をたずねたところ、「我慢した」が30.5%で最も多く、次いで、「行政機関や身近な人などに相談した」が22.4%となっています。性別にみると、「行政機関や身近な人などに相談した」は女性が26.6%で、男性の14.8%を11.8ポイント上回っています。また、過去5年間に人権侵害を受けた経験のある方のうち、「行政機

関や身近な人などに相談した」方に対して、その相談相手をたずねたところ、「家族や友人」が66.0%で最も多く、以下、「職場の上司や同僚」が36.0%、「市役所や法務局などの行政機関」が16.0%となっています。人権侵害を受けた場合の行政機関の利用度などが低いことから、人権侵害に対する相談体制の充実や、民間も含めた相談機関等の周知などが課題となっています。

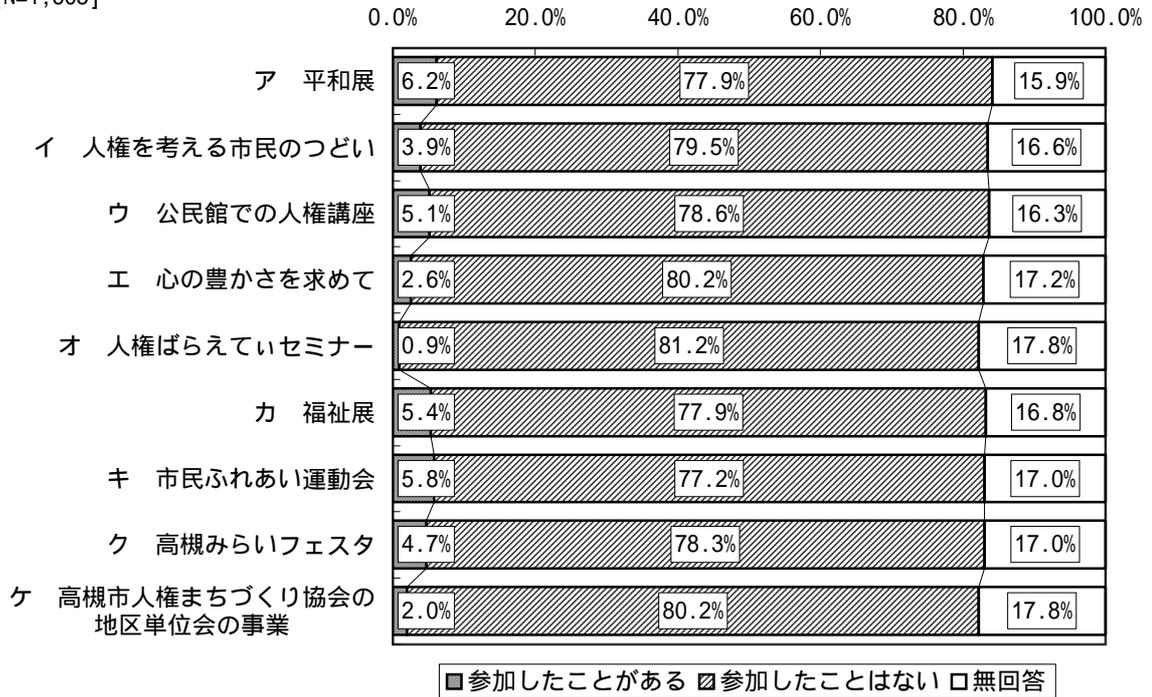
[各種の人権問題に関する問題意識]

[N=1,605]



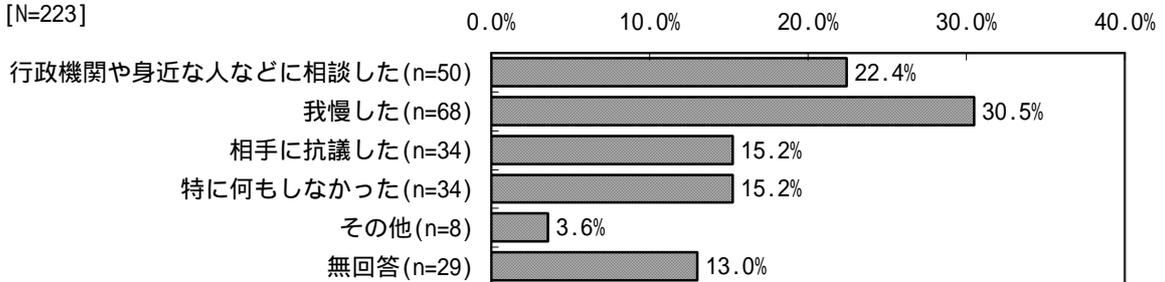
### [市民の人権意識を高めるために実施している講演などの参加状況]

[N=1,605]



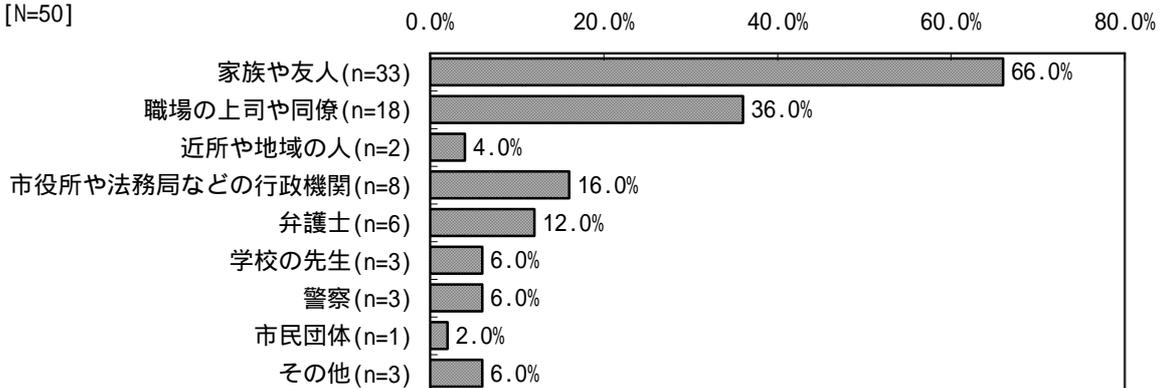
### [人権侵害を受けた際の対応]

[N=223]



### [人権侵害を受けた際の相談相手]

[N=50]



## 2 前期行動計画の成果と課題

「人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画」の後継計画である『高槻市人権施策基本方針』を具体化する前期行動計画については、現在、基本方針の基本理念である、「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を目指し、様々な人権施策を推進しているところです。

この前期行動計画については毎年度、各施策の進行管理を行い、実施状況と進捗状況の把握に努めているところであり、策定以来今日までの成果と課題の整理を行うことにより、改訂行動計画推進の方向性を探るものです。

### 〔 1 - ( 1 ) 〕人権教育について

教育委員会において、前期行動計画の施策等を実施してきた結果、人権教育の分野における幼・小・中連携の推進や教材やプログラム、参加体験型の指導方法等様々な工夫改善を図り、若い世代への継承という課題についても取組みが進むなど、成果が現れています。

また、この間、学校園では子どもたちの発達段階に応じた人権意識を育むため、指導方法・指導内容について教職員研修や校内研修等を重ね、子どもたちの自主的な活動、いじめ・不登校の対応等について充実に努めるとともに、教育活動全体を通じて学校園の実態に即し、様々な取組みを行ってきました。これらのことにより、教職員や子どもたちの人権感覚や実践的な行動力の育成という面においても、一定の効果が現れています。

文部科学省は平成 20 年（2008 年）3 月に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表するなど、全国の教育委員会及び各学校に人権教育の積極的な推進について提起しています。

本市においても、今後も学校園での人権教育を推進するため、前期行動計画にあげている継続する課題について、引き続き施策を実施し、学校園の取組みを深め、充実に図っていくことが大切です。また、急速な情報化社会によるメディアリテラシーの問題等、時代のニーズに応じた新しい人権教育の課題についても取り組んでいく必要があります。

社会教育における人権学習については、知識等の習得、学習成果を発揮する機会の提供及び保護者等の人材の養成などの事業を推進することによって、地域や家庭の教育力の向上に努めることが必要です。また、学校教育と社会教育が連携を図り、様々な取組みを進めるにあたり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を適切に果たしながら相互に連携し、児童生徒の「豊かな心」を育むことができるよう、さらに人権教育推進事業等を推し進める必要があります。

### 〔 1 - ( 2 ) 〕人権啓発について

市民・企業等への啓発については、イベントの開催、講演会や研修会の開催、広報や地域情報誌の発行など、様々な手法を用いて実施されていますが、イベント等への参加者にリピーターが多く、新規参加者をいかに増やすかが今後の課題です。

また、講座等に関しては、一方的に学ぶ形態が依然として多くみられるとともに、

人権関連情報の提供回数も少なく、市民の年齢層や生活様式に応じた効果的な啓発事業の実施に関して、より一層の創意工夫が必要となっています。

人権啓発を推進するには、市民の力（ボランティア）は不可欠であり、それを担うリーダーの養成は重要な課題です。また、人権啓発を推進する団体等の育成についても、様々な手法を用いた支援が必要です。

### 〔 1 - ( 3 ) 〕 職員の研修について

人権問題は、その時々为社会情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえた対応が重要です。職務を遂行するにあたっては、常に人権尊重の意識をもった職員を養成するため、人権施策を学ぶ研修等では、内容などの充実に向けた検討を行うとともに、各職場において、様々な人権問題について計画的に研修が実施できるようサポート体制の整備が必要です。

### 〔 2 〕 人権擁護・保護機能の充実

人権・女性・子ども・福祉などの分野ごとの相談については、お互いが平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートを行うことができるピア・カウンセリングなどの形態が少なく、引き続き市民が利用しやすい相談体制の検討を行う必要があります。

また、多様化・複雑化する人権問題に効果的に対応するため、相談機関と保護機関などとの密接な連携を図るとともに、機動力や独自の知識・技術などを持つNPO等との協働を推進するなど、人権ネットワークの構築が求められています。

人権相談は、人権侵害の実態を把握し、相談に対する解決方策の蓄積を図り、それらを集約・分析し、人権問題に関する実情や課題を的確に把握することが重要であることから、各相談機関が実施している集約・分析を人権相談ケースワーク会議において集計し、結果の分析が必要となっています。

次に、人権相談体制の充実における相談機関等の情報提供事業については、相談者が気軽に相談できる機関の周知が大切であり、引き続き市広報紙・市ホームページなどを活用した制度の周知が必要です。併せて、相談者が利用しやすい環境づくりや多種多様な相談に対して適切に対応するため、相談員の質的向上や専門機関との連携強化を図ることが必要となっています。

### 〔 3 〕 社会全体での協働による取組みの推進

地区コミュニティ組織や各種団体との協働により様々な事業を実施していますが、さらに社会の連帯の力で人権施策を効果的かつ効率的に推進するため、NPOや企業と連携・協働した新たな事業の検討が必要です。そして、そのパートナーなる市民団体が自ら主体性を持ち、また自立した組織として活動できるよう、支援・指導に努める必要があります。

地域との密着した連携・協働体制の推進については、人権課題の解消に向けた地域における様々な取組みについて、市民（地域住民）の積極的な働きが不可欠であり、市全体として取組みが推進されるよう、引き続き支援に努めることが求められています。